

岩手県告示第428号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成27年岩手県告示第912号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成28年4月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市川井及び区界
- 2 実施した期間 平成27年10月13日から平成28年3月18日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量・現地測量・路線測量）